

別紙 11 各施設の利用形態・利用方法及び利用許可の考え方

1. 利用許可しない場合の考え方

利用形態	許可しない場合
個人利用	<p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。</p>
専用利用	<p>(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になると認められるとき。</p> <p>(5) 衛生上支障があるとき。</p> <p>(6) その他管理上支障があると認められるとき。</p>
事業者専用利用	—

2. 利用方法等の考え方

施設名	利用形態		利用枠	利用の優先度	利用方法及び利用許可の考え方	予約有無	施設利用予約方法等
	個人利用		・専用利用枠外で随時	1	(利用方法) ・主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・都度ごとに、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。	×	—
温水プール (25m プール)	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用	空間枠 ・コースの1／2以内 時間枠 ・週6コマ程度 (運営方法等により増可能)	4	(利用方法) ・団体等がコースを専用して利用するもの。 (利用許可の考え方) ・前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当せず、専用利用させても専用利用者の安全等が確保されると判断され、個人利用に支障を及ぼさない時期及び時間帯であるもののみ許可の対象とする。 例：学校等の利用で引率の教師等が指導、監視する場合 ：一定の技術を持っている者が競技用の練習等を行う場合 ：地域のサークル活動等で、一定の技術を持っている者が指導、監視を行う場合等	○	・事業者が、利用規則に定めた内容に合致する形で予約方法を設け、当該方法で利用予約を受け付ける。 ・公共施設予約システムを活用することも可能
	専用利用	要求事業	空間枠 ・コースの1／2以内 時間枠 ・週6コマ以上	2	(利用方法) ・要求事業を実施するために事業者が専用利用するもの。 (利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要となる。 ・事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保(予約)することができる。 ・ただし、個人利用の多い時間帯は極力避けるようにする。
	事業者専用利用	自主事業	空間枠 ・コースの1／2以内 時間枠 ・6月～9月間は週6コマ以内 ・その他の月間は週12コマ以内	3	(利用方法) ・自主事業を実施するために事業者が専用利用するもの。 (利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要となる。 ・事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保(予約)することができる。 ・ただし、個人利用の多い時間帯は極力避けるようにする。

同 (幼児用プール)	個人利用				・随時	—	(利用方法) ・主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・都度ごとに、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。	×	—
同 (健康増進プール) (提案による)	個人利用				・専用利用外で随時	1	(利用方法) ・主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・都度ごとに、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。	×	—
	専用利用	事業者専用利用	自主事業	空間枠	・全スペース	2	(利用方法) ・自主事業を実施するために事業者が専用利用するもの。	○	・事前に利用枠を確保(予約)することができる。 ・ただし、個人利用の多い時間帯は極力避けるようにする。
				時間枠	・6月～9月間は週6コマ以内 ・その他の月間は週12コマ以内		(利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要となる。 ・事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。		
トレーニング室	個人利用				・随時	—	(利用方法) ・主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・都度ごとに、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。	×	—
スタジオ	個人利用				・専用利用外で随時	4	(利用方法) ・個人利用という区分を設けるか否かについては、事業者の運営方法による。 (利用許可の考え方) ・施設が空いている時間において、都度ごとに、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。	×	—
	一般専用利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用	空間枠	・全スペース	3		(利用方法) ・各種団体等の軽運動等の専用利用に供する。 (利用許可の考え方) ・予約されているものに対し、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。	○	・公共施設予約システム(別紙12参照)により予約を受け付ける。
	専用利用	事業者専用利用	要求事業	時間枠	・週18コマ以上	1	(利用方法) ・要求事業を実施するために事業者が専用利用するもの。 (利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要となる。 ・事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保(予約)することができる。

		自主事業	空間枠	・全スペース	2	(利用方法) ・自主事業を実施するために事業者が専用利用するもの。	○	・一般専用利用の予約を受け付ける前に利用枠を確保(予約)することができる。
			時間枠	・週 18 コマ ・その他、一般専用利用の予約枠に空きがある場合は市と協議の上、利用可とする。		(利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要となる。 ・事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。		
多目的ホール	個人利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用		・専用利用外で随時	3	(利用方法) ・個人利用という区分を設けるか否かについては、事業者の運営方法による。	×	—
			空間枠	・全スペース		(利用許可の考え方) ・施設が空いている時間において、都度ごとに、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。		
	一般専用利用	S P C 以外がイベント等のための専用利用	時間枠	—	1	(利用方法) ・各種団体等がスペースの一部又は全部を専用して利用するもの。	○	・公共施設予約システム(別紙 12 参照)により予約を受け付ける。
			空間枠	・全スペース		(利用許可) ・予約されているものに対し、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。		
	専用利用	事業者専用利用	時間枠	—		(利用方法) ・参加料等を徴収する大会や通常の都市公園の利用上考えられる利用において社会通念上、公共施設で実施することが不適当でないイベント等の利用 例：地元が実施する農産物直売会、フリーマーケット等	○	・公共施設予約システム(別紙 12 参照)により予約を受け付ける。
			時間枠	—		(利用許可) ・本利用形態は、川越市都市公園条例に基づく市の行為許可の対象であり、公共施設予約システムで受け付けるに当たり、事前に市及び利用希望者とイベント内容について協議をする。 ・市が行為許可を出した利用に対し、事業者(S P C)は、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。		
		自主事業	空間枠	・全スペース	2	(利用方法) ・自主事業を実施するために事業者が専用利用するもの。	○	—
			時間枠	・一般専用利用の阻害しない範囲内において、市と協議の上、利用枠を設定することができます。		(利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要となる。 ・事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。		

温浴施設	個人利用			・随時	—	(利用方法) ・主となる利用方法であり、市民が自由に利用できるもの。 (利用許可の考え方) ・都度ごとに、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。	×	—
会議室	専用利用	各種団体がスポーツ、レクリエーション活動を行うための専用利用	空間枠	・全スペース	1	(利用方法) ・地域の各種団体等の会議やサークル活動等で専用利用するもの。 (利用許可) ・予約されているものに対し、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。	○	・公共施設予約システム(別紙12参照)により予約を受け付ける
	一般専用利用	S P C以外がイベント等のための専用利用	時間枠	—		(利用方法) ・参加料等を徴収する大会や通常の都市公園の利用上考えられる利用において社会通念上、公共施設で実施することが不適当でないイベント等の利用 例：地元が実施する農産物直売会、フリーマーケット等 (利用許可) ・本利用形態は、川越市都市公園条例に基づく市の行為許可の対象であり、公共施設予約システムで受け付けに当たり、事前に市及び利用希望者とイベント内容について協議をする。 ・市が行為許可を出した利用に対し、事業者(S P C)は、前項「1. 許可しない場合の考え方」に該当しないことを判断したうえで利用許可を行う。(予定)	○	・公共施設予約システム(別紙12参照)により予約を受け付ける。
	事業者専用利用	自主事業	空間枠	・全スペース	2	(利用方法) ・自主事業を実施するために事業者が専用利用するもの。	○	
			時間枠	・一般専用利用の阻害しない範囲内において、市と協議の上、利用枠を設定することができます。		(利用許可の考え方) ・事業者が自ら実施するため不要となる。 ・事業内容については、事前に市の承諾を受けているものに限る。		
休憩室	個人利用			・随時	—	(利用方法) ・本施設及び公園利用者が休憩のために自由利用するもの (利用許可) ・利用許可の対象ではない。	×	—